

【第 1 条関係】

青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給料)</p> <p>第二条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、<u>寒冷地手当及び災害派遣手当</u>を除いたものとする。</p>	<p>(給料)</p> <p>第二条 給料は、正規の勤務時間による勤務に対する報酬であつて管理職手当、初任給調整手当、扶養手当、住居手当、地域手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職員特別勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当<u>及び寒冷地手当</u>を除いたものとする。</p>
<p>(扶養手当)</p> <p>第十一条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第二号から第五号まで</u> _____ のいずれかに該当する扶養親族（<u>第三項において「扶養親族たる父母等」という。</u>）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員 _____ に対しては、支給しない。</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第十一条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第一号及び第三号から第六号までの</u>いずれかに該当する扶養親族（<u>以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。</u>）に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（<u>以下「行政職九級職員等」という。</u>）に対しては、支給しない。</p>
<p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p>	<p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p>
<p>(削除)</p> <p><u>二</u> 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子</p> <p><u>三</u> 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫</p> <p><u>三</u> 満六十歳以上の父母及び祖父母</p> <p><u>四</u> 満二十二歳に達する日以後の最初の三月</p>	<p><u>二</u> <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p><u>三</u> 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子</p> <p><u>三</u> 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫</p> <p><u>四</u> 満六十歳以上の父母及び祖父母</p> <p><u>五</u> 満二十二歳に達する日以後の最初の三月</p>

改正後	改正前
<p>三十一日までの間にある弟妹</p> <p><b>五 重度心身障害者</b></p> <p>3 扶養手当の月額、<u>前項第一号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については一人につき一万三千円、扶養親族たる父母等</u>については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員 _____ にあつては、三千五百円） _____ とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間 _____ にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に<u>当該期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p><b>5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</b></p> <p><b>第十二条 削除</b></p> <p>(削除)</p>	<p>三十一日までの間にある弟妹</p> <p><b>六 重度心身障害者</b></p> <p>3 扶養手当の月額、<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u> _____ については一人につき六千五百円（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職八級職員等」という。））にあつては、三千五百円）、<u>前項第二号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）</u>については一人につき一万円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満十五歳に達する日後の最初の四月一日から満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間<u>（以下「特定期間」という。）</u>にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、五千円に<u>特定期間</u>にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。</p> <p>(新設)</p> <p><b>第十二条 新たに職員となった者に扶養親族</b>  <u>（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は、直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。</u></p> <p><b>一 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者のある場合（行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を</b></p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p>	<p>具備するに至った者がある場合を除く。)</p> <p>二 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子又は前条第二項第三号若しくは第五号に該当する扶養親族が、満二十二歳に達した日以後の最初の三月三十一日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合及び行政職九級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等たる要件を欠くに至った者がある場合を除く。)</p>
<p>(削除)</p>	<p>2. 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）がある場合においてはその者が職員となった日、行政職九級職員等から行政職九級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第一号に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政職九級職員等以外の職員から行政職九級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときはその職員が行政職九級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じ</p>

改正後	改正前
(削除)	<p><u>た日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から十五日を経過した後</u>  <u>にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。</u></p>
(削除)	<p><u>3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第一号又は第三号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。</u></p>
(削除)	<p><u>一 扶養手当を受けている職員に更に第一項第一号に掲げる事実が生じた場合</u></p>
(削除)	<p><u>二 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職九級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第一項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合</u></p>
(削除)	<p><u>三 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るものがある行政職九級職員等が行政職九級職員等以外の職員となった場合</u></p>
(削除)	<p><u>四 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るものがある行政職八級職員等が行政職八級職員等及び行政職九級職員等以外の職員となった場合</u></p>
(削除)	<p><u>五 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の規定による届出に係るもの及び扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職九級職員等以外のものが行政職九級職員等となった場合</u></p>
(削除)	<p><u>六 扶養親族たる配偶者、父母等で第一項の</u></p>

改正後	改正前
<p>(削除)</p> <p>(住居手当)</p> <p>第十三条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額一万二千円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(青森市職員公舎使用規則(平成十七年青森市規則第六十四号)第六条の規定による二種公舎を貸与され、入居料を支払っている職員その他規則で定める職員を<u>除く</u>_____。)</p> <p>二 第十七条第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員_____で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条及び第三十一条第二項において同じ。)</u>が居住するための住宅(青森市職員公舎使用規則第六条の規定による二種公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p>	<p><u>規定による届出に係るものがある職員で行政職八級職員等及び行政職九級職員等以外のものが行政職八級職員等となった場合</u></p> <p><u>七 職員の扶養親族たる子で第一項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合</u></p> <p>(住居手当)</p> <p>第十三条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。次号において同じ。)を借り受け、月額一万二千円を超える家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(青森市職員公舎使用規則(平成十七年青森市規則第六十四号)第六条の規定による二種公舎を貸与され、入居料を支払っている職員その他規則で定める職員を<u>除き、定年前再任用短時間勤務職員にあっては、第十七条第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員に限る。</u>)</p> <p>二 第十七条第一項又は第三項の規定により単身赴任手当を支給される職員<u>(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)</u>で、配偶者_____が居住するための住宅(青森市職員公舎使用規則第六条の規定による二種公舎その他規則で定める住宅を除く。)を借り受け、月額一万二千円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの権衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2・3 (略)</p> <p>(通勤手当)</p>

改正後	改正前
<p>第十六条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下この条において「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下この項及び次項において「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）</p> <p>二 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下この条において「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第二号及び第三号に掲げる職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員で支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものにあつては、当該各号に定める額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（次項において「運賃等相当額」という。）</p>	<p>第十六条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。</p> <p>一 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下_____「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下_____「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び第三号に掲げる職員を除く。）</p> <p>二 通勤のため自動車その他の交通の用具で規則で定めるもの（以下_____「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道二キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）</p> <p>三 （略）</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、第二号及び第三号に掲げる職員のうち、定年前再任用短時間勤務職員で支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して規則で定めるものにあつては、当該各号に定める額から、その額に規則で定める割合を乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下_____「運賃等相当額」という。）。ただし、<b>運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額</b>（以下「一箇月当たりの運賃等相当額」</p>

改正後	改正前
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤した場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前三号に定める額 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____、第一号に定める額、第二号に定める額又は前号に定める額</p> <p><u>3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が二以上ある場合においては、その合計額）並びに前項第二号及び第三号に定める額の合計額が十五万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、十五万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。</u></p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p> <p><u>7</u> (略)</p>	<p><u>という。）が七万円を超えるときは、支給単位期間につき、七万円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が二以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、一箇月当たりの運賃等相当額の合計額が七万円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、七万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u></p> <p>二・三 (略)</p> <p>四 前項第三号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤した場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前三号に定める額（<u>一箇月当たりの運賃等相当額及び前二号に定める額の合計額が七万円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、七万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額</u>）、第一号に定める額、第二号に定める額又は前号に定める額</p> <p>(新設)</p> <p><u>3</u> (略)</p> <p><u>4</u> (略)</p> <p><u>5</u> (略)</p> <p><u>6</u> (略)</p>

改正後	改正前
<p>(単身赴任手当)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>新たに給料表の適用を受ける職員となったこと</u>に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員_____その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 (略)</p>	<p>(単身赴任手当)</p> <p>第十七条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>国家公務員又は職員以外の地方公務員であった者から引き続き職員となり、これに伴い、</u>住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該職員となった直前の住居から当該職員となった直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員<u>(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)</u>その他第一項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前二項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。</p> <p>4 (略)</p>
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第二十四条 第九条第一項に規定する職にある職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>一 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次号において「週休日等」という。)に<u>勤務をした</u>場合</p> <p>二 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後十時から翌日の午前五時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>にあって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合</p> <p>2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額<u>(前項各号に規定する勤務に従事する時間</u></p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第二十四条 第九条第一項に規定する職にある職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>一 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次号において「週休日等」という。)に<u>勤務した</u>場合</p> <p>二 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間</u>_____にあって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合</p> <p>2 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額_____</p>

改正後	改正前
<p><u>を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に百分の百五十を乗じて得た額</u>とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる場合 同号の規定による勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において規則で定める額_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2 第四条、<u>第十条及び第十一条</u> _____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第三十一条 寒冷地手当は、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において<u>市内、</u>市内以外の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）別表に掲げる地域<u>及び青森県東津軽郡平内町</u>（以下この条において「寒冷地」という。）に在勤する職員（_____規則で定める職員を除く。以下この条において同じ。）に対して支給する。</p> <p>2 市内に在勤する職員の寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族（<u>職員の配偶者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているもの及び第十一条第二項</u>に規定する扶養親族をいう。以下この条において同じ。）のある職員（寒冷地に居住する</p>	<p>_____とする。</p> <p>一 前項第一号に掲げる場合 同号の規定による勤務一回につき、一万二千円を超えない範囲内において規則で定める額（<u>当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあっては、その額に百分の百五十を乗じて得た額</u>）</p> <p>二 (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>(時間外勤務手当等に関する規定の適用除外)</p> <p>第二十六条 (略)</p> <p>2 第四条<u>及び第十条から第十二条まで</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p> <p>(寒冷地手当)</p> <p>第三十一条 寒冷地手当は、毎年十一月から翌年三月までの各月の初日（以下この条において「基準日」という。）において<u>市内及び</u>市内以外の国家公務員の寒冷地手当に関する法律（昭和二十四年法律第二百号）別表に掲げる地域_____（以下この条において「寒冷地」という。）に在勤する職員（<u>定年前再任用短時間勤務職員及び</u>規則で定める職員を除く。以下この条において同じ。）に対して支給する。</p> <p>2 市内に在勤する職員の寒冷地手当の額は、基準日における職員の世帯等の区分に応じ、世帯主である職員のうち、扶養親族（<u>第十一条</u> _____に規定する扶養親族をいう。以下この条において同じ。）のある職員（寒冷地に居住する</p>

改正後	改正前
<p>扶養親族のないもののうち、第十七条第一項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（規則で定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして市長が定めるものを除く。）にあっては一万九千八百円、その他の世帯主である職員にあっては一万一千四百円とし、その他の職員にあっては八千二百円とする。</p> <p>3～5 （略）</p> <p><u>（災害派遣手当）</u></p> <p><u>第三十一条の二 災害派遣手当は、災害応急対策又は災害復旧のため派遣された職員及び復興計画の作成等のため派遣された職員に支給する。</u></p> <p><u>2 災害派遣手当の額は、日額六千六百二十円の範囲内で、規則で定める。</u></p> <p><u>3 前二項に規定するもののほか、災害派遣手当の支給期間その他災害派遣手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。</u></p> <p>別表第一（行政職給料表）……………全改                      別表第二（公安職給料表）……………全改                      別表第三（教育行政職給料表）…全改                      別表第四（医療職給料表）……………全改</p>	<p>扶養親族のないもののうち、第十七条第一項の規定による単身赴任手当を支給されるもの（規則で定めるものに限る。）及びこれに準ずるものとして市長が定めるものを除く。）にあっては一万九千八百円、その他の世帯主である職員にあっては一万一千四百円とし、その他の職員にあっては八千二百円とする。</p> <p>3～5 （略）</p> <p>（新設）</p> <p>別表第一（行政職給料表）                      別表第二（公安職給料表）                      別表第三（教育行政職給料表）                      別表第四（医療職給料表）</p>

【第 2 条関係】

一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十一号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(給与に関する特例)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p>(削除)</p> <p><u>5</u> 第三項の規定による号給の決定<u>及び前項</u>の規定による給料月額決定_____は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第五条 青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号。以下「給与条例」という。）第三条、第四条、第八条から<u>第十一条まで及び第十三条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例_____第二十四条第一項、<u>第二十七条第二項及び第三十条第二項第一号</u>の規定の適用については_____、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。）」と、給与条例第二十七条第二項中「<u>百分の百二十五</u>」とあるのは「<u>百分</u></p>	<p>(給与に関する特例)</p> <p>第四条 (略)</p> <p>2～4 (略)</p> <p><u>5</u> <u>任命権者は、特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p><u>6</u> 第三項の規定による号給の決定、<u>第四項</u>の規定による給料月額決定<u>及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給</u>は、予算の範囲内で行わなければならない。</p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第五条 青森市職員の給与に関する条例（平成十七年青森市条例第五十三号。以下「給与条例」という。）第三条、第四条、第八条から<u>第十三条まで及び第三十条</u>の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例<u>第二条、第二十四条第一項及び第二十七条第二項</u>_____の規定の適用については、<u>給与条例第二条中「勤勉手当」とあるのは「勤勉手当、一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十七年青森市条例第四十一号。以下「任期付職員条例」という。）第四条第五項に規定する特定任期付職員業績手当」と</u>、給与条例第二十四条第一項中「にある職員」とあるのは「にある職員（任期付職員条例第二条第一項の規定により任期を定めて採用された職員を含む。第二十六条において同じ。）」と、給与条例第二十七条第二項中「<u>百分の百二十二・五</u>」とあるのは「<u>百分</u></p>

改正後	改正前
<u>の九十五」と、給与条例第三十条第二項第一号中「百分の百二・五」とあるのは「百分の八十五」とする。</u>	<u>の百六十五」と、「百分の百二十七・五」とあるのは「百分の百八十_____」とする。</u>

【第 3 条関係】

青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例  
 (平成十七年青森市条例第二百二十号)

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(扶養手当)</p> <p>第六条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第二号から第五号まで</u> のいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、企業職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるものに対しては、支給しない。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(削除)</p> <p>二 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子</p> <p>三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫</p> <p>三 満六十歳以上の父母及び祖父母</p> <p>四 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹</p> <p>五 重度心身障害者</p> <p>(住居手当)</p> <p>第七条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(管理規程の定めるところにより職員住宅を使用し、使用料を支払っている職員その他管理者が定める職員を<u>除く</u>)</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第六条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第一号及び第三号から第六号まで</u> のいずれかに該当する扶養親族に係る扶養手当は、企業職給料表(一)の適用を受ける職員でその職務の級が九級であるものに対しては、支給しない。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>二 <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p>三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある子</p> <p>三 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある孫</p> <p>四 満六十歳以上の父母及び祖父母</p> <p>五 満二十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある弟妹</p> <p>六 重度心身障害者</p> <p>(住居手当)</p> <p>第七条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。</p> <p>一 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。)を支払っている職員(管理規程の定めるところにより職員住宅を使用し、使用料を支払っている職員その他管理者が定める職員を<u>除き、</u><u>地方公務員法第二十二條の四第一項又は第二十二條の五第一項の規定により採用された職員</u>(以下「定年前再任用短時間勤務職</p>

改正後	改正前
<p>_____。                  _____。)</p> <p>二 第十条の規定により単身赴任手当を支給される職員_____で、配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)</u>が居住するための住宅(管理規程に定める職員住宅その他管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第十五条 第四条に規定する職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として管理者が定める職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>一 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は青森市職員の給与に関する条例(平成十七年青森市条例第五十三号)第十九条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次号において「週休日等」という。)に<u>勤務をした</u>場合</p> <p>二 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>午後十時から翌日の午前五時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)</u>にあって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務をした</u>場合</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第二十八条 第五条、第六条_____及び第二十条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>	<p><u>員」という。)</u>にあっては、<u>第十条第一項又は第二項の規定により単身赴任手当を支給される職員に限る。</u>)</p> <p>二 第十条の規定により単身赴任手当を支給される職員(<u>定年前再任用短時間勤務職員を除く。)</u>で、配偶者_____が居住するための住宅(管理規程に定める職員住宅その他管理者が定める住宅を除く。)を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第十五条 第四条に規定する職にある職員のうち管理又は監督の複雑、困難及び責任の度が高い職員として管理者が定める職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>一 臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日又は青森市職員の給与に関する条例(平成十七年青森市条例第五十三号)第十九条に規定する祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等(次号において「週休日等」という。)に<u>勤務した</u>場合</p> <p>二 災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により<u>週休日等以外の日の午前零時から午前五時までの間</u>_____にあって正規の勤務時間以外の時間に<u>勤務した</u>場合</p> <p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第二十八条 第五条、第六条、<u>第十九条</u>及び第二十条の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。</p>

【第 4 条関係】

青森市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成十七年青森市条例第五十四号）

新旧対照表

改正後	改正前
<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一～四十二 (略)</p> <p><b>四十三 災害応援作業等手当</b></p> <p><u>(災害応援作業等手当)</u></p> <p><b>第四十五条 災害応援作業等手当は、職員が、                  異常な自然現象等により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある本市以外の地方公共団体の区域に派遣されて行う災害応急対策又は災害復旧に係る作業又は業務で市長の定めるものに従事した場合に支給する。</b></p> <p><b>2 前項の手当の額は、作業又は業務に従事した日一日につき三百円とする。</b></p> <p>(支給の制限)</p> <p><b>第四十六条 (略)</b></p> <p>(併給の禁止)</p> <p><b>第四十七条 (略)</b></p> <p>(手当の支給)</p> <p><b>第四十八条 (略)</b></p> <p>(委任)</p> <p><b>第四十九条 (略)</b></p>	<p>(特殊勤務手当の種類)</p> <p>第二条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。</p> <p>一～四十二 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(支給の制限)</p> <p><b>第四十五条 (略)</b></p> <p>(併給の禁止)</p> <p><b>第四十六条 (略)</b></p> <p>(手当の支給)</p> <p><b>第四十七条 (略)</b></p> <p>(委任)</p> <p><b>第四十八条 (略)</b></p>

【第 5 条関係】

青森市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する等の条例  
 (令和四年青森市条例第二十八号)

新旧対照表

改正後	改正前
<p>附 則</p> <p>3 2 附則第八項、第九項、第十三項又は第十四項の規定により採用された職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例<u>第二十七条第三項</u></p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____の規定を適用する。</p> <p>3 4 新給与条例第四条、<u>第十条及び第十一条</u>  <u>_____並びに第十四条の規定による改正後の青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例</u>第五条、第六条_____及び第二十条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>	<p>附 則</p> <p>3 2 附則第八項、第九項、第十三項又は第十四項の規定により採用された職員及び暫定再任用短時間勤務職員（以下「暫定再任用職員」という。）は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、新給与条例<u>第十三条第一項、第二十七条第三項及び第三十一条第一項並びに第十四条の規定による改正後の青森市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（附則第三十四項において「新企業職員給与条例」という。）第七条</u>の規定を適用する。</p> <p>3 4 新給与条例第四条<u>及び第十条から第十二条</u>まで並びに<u>新企業職員給与条例</u>  <u>_____</u>第五条、第六条、<u>第十九条</u>及び第二十条の規定は、暫定再任用職員には適用しない。</p>